

論 文

「移民政策」なき教育財政

— 外国につながる住民に向けた地方財政制度の視点から —

高橋涼太郎[†], 倉地真太郎[‡]

要 旨

本稿は、外国につながる住民に向けた教育支援策の財政構造を地方財政制度の観点から明らかにし、「移民政策」なき自治体補助金行政の課題を提示することを目的とする。日本は世界で4番目に外国人が在住している国であり、実態としては移民国家であるにもかかわらず「移民」の存在は認められていない。そのため、これまで自治体は国際交流、あるいは多文化共生政策の一環として外国人住民への教育・生活面での支援策を講じてきた。また、国は先進自治体の事例を共有し、補助金制度の活用を促してきたが、「移民」を定住者として捉えていないためにどのような補助金行政の仕組みが望ましいのか十分に議論されてこなかった。そこで、本稿は外国人支援策に関わる様々な補助金制度を、普通交付税、特別交付税、各種補助金ごとに整理する。さらに補助金制度の関係と形成過程を分析することによって、「移民政策」なき自治体補助金行政の実態を浮き彫りにする。

1. はじめに

(1) 本稿の目的

本稿は、日本における自治体の外国人支援策を地方財政制度の観点から明らかにし、「移民政策」なき自治体補助金行政の課題を明らかにすることを目的とする。

2019年4月に改正入管法が施行され、新たな在留資格「特定技能」が新設された。政府は外国人労働者の受け入れ拡大を進めているが、あくまで彼らを一時的に滞在する外国人としての扱っているに過ぎず、中長期的に滞在する「移民」として受けいれているわけではない。

しかし、日本は世界で4番目に外国人が在住している国であり、実態としては多くの外国人が「住民」として暮らす「移民国家」である¹⁾。この状況に対して、自治体は人権施策、国

[†] 慶應義塾大学経済学部助教 elkeeejob@gmail.com

[‡] 明治大学政治経済学部専任講師 mail@shintarokurachi.org

1) 望月 (2019)

際交流政策、多文化共生政策の一環・系譜として、あるいはそれを統合する形で、外国人住民への教育・生活面での支援策を講じてきた。一方、国は先進自治体の事例を共有し、補助金制度の活用を促してきた。

だが、自治体による外国人住民の支援策には多くの課題がある。例えば、外国人住民の貧困問題、支援の人手不足、外国人住民のニーズ捕捉の難しさなどがあげられる。これらの課題に対して、近年では普通交付税、特別交付税、各種補助金などの外国人住民支援の財政措置が部分的に活用されている。とはいえ、現状では外国人住民の支援策に対して、どのような地方財政制度の仕組みが望ましいのかは十分に議論されてこなかった。これは政府ひいては、日本社会が現実的に日本に居住する「移民」を移民として認めてこなかった結果でもあろう。

(2) 先行研究の整理と課題

理論編でも指摘したとおり、財政学において移民問題は近年まで正面から取り上げられていなかった²⁾。とはいえ、関連する視点は存在している。

移民問題を財政学的に検討するとき、これまでは国民国家財政の枠組みを超えた問題として認識されてきた側面がある。近年は、グローバル化の中で政府開発援助（ODA）などの社会資本の国際的展開が重要になることから、国民国家を超えた射程で、論点が提起されている³⁾。また、グローバル化の中で進む「財政の国際化」に対して、重層的なガバナンスの視点からの先駆的な業績もみられるようになった⁴⁾。ミュルダールはかつて『福祉国家を越えて』で各国福祉国家の成功は必ずしも対外政策として成功しておらず、国民国家の範囲を超えた、グローバルな再分配を正当化する必要性を主張していた⁵⁾。以上のような、財政学においてグローバルな再分配は正当化できるのか、という視点は国民国家の再考を促す移民と財政の関係について示唆を与えるが、どれだけの財源保障が必要なのか、という議論にまで発展していなかった。

グローバル化が進む一方で、EUの補完性原理にみるように、ローカルの視点も重視されるようになってきた。いわゆるグローカリゼーションである。外国人を対象とする自治体政策の点においてもこれは同様であった。松下が早くから指摘してきたとおり、日本の自治体において「分権化」と「国際化」はセットで進むものであり、多くの自治体は海外自治体と姉妹都市を結び、国際化を進めてきた⁶⁾。この姉妹都市化によって、自治体が外国人労働者の受け入れ窓口になる事例も一部ある。国は外国人のための生活支援のほとんどを自治体に委ねるよう

2) 掛貝・早崎 (2022)

3) 森 (2020) 等。

4) 植田・新岡 (2010)

5) ミュルダール (1970)

6) 松下 (1996)

になる。そして、自治体の外国人支援政策は国際交流や文化交流という視点で語られることも多く、自治体の部署も国際課や多文化共生係などの名称で新たに、あるいは既存の国際交流、文化交流、人権啓発の部署を統合する形で設けられるようになっていった。

このような文脈の中で近年、経済学や財政学の領域で移民財政貢献論の是非が検討されている。詳細は理論編に譲るが⁷⁾、移民財政貢献論とは、移民を「受け入れるか、受け入れないか」という二択を前提に、移民が財政的に貢献しているか／していないかを分析するというものである⁸⁾。また、文脈が異なるものの、人口減少社会の切り札として移民に注目し、日本が「選ばれる国」に転換を図るために、自治体の積極的な役割の重要性を指摘する研究もある⁹⁾。このように移民を道具主義的に扱う分析が存在するものの、理論編の指摘のように、本研究ではこのような立場に与しない。

上述のように移民と財政に関する視点は提起されてきた。しかしながら、これらの視点のみでは実際の外国人住民が抱える課題を十分捉えることは難しいと考えられる。というのも、外国人住民が抱える課題は地域的、制度的な課題であり、なおかつ自治体の財政状況・財政再建の状況によって多文化共生政策がたぶんに影響を受けるからである¹⁰⁾。それゆえ地方財政の現場の視点に立った制度分析が不可欠であり、具体的には外国人住民支援策の自治体財源保障をいかに行うのか、補助金行政についてどのような課題があるのかという点を検討すべきである。この点に関して、数少ない日本の先行研究として、鳥村は昨今の外国人児童・生徒に対する学校での日本語教育支援の状況が自治体によってバラツキがあることを踏まえて、海外ルーツの児童・生徒向け教育支援を拡充するため、自治体への財政保障の必要性を主張している¹¹⁾。多文化共生政策ならではの課題として、石川は地方議員の経験から、多文化共生政策が役所にとって「苦手な課題」であり、後回しにされがちな傾向があることを指摘する¹²⁾。その理由の一つとして、財政が硬直化の中で補助金行政に依存するゆえに独自施策が打ちづらいことをあげている¹³⁾。

また、渡戸が指摘するように、「財政難による定員管理が厳しいなか、(外国人移民政策：筆者注) この政策分野では他の業務と兼務する職員が多く、高い専門性の獲得と蓄積・継承を期待しにくいという限界を内包している」という背景もある¹⁴⁾。他にも、榎井は自治体財政再建

7) 掛貝・早崎 (2022)

8) 友原 (2020), Powell (2015)

9) 毛受敏浩 「「選ばれる国」へ転換図れ」『日本経済新聞』2020年12月15日

10) 例えば、榎井 (2011) 等。

11) 鳥村 (2019)

12) 石川 (2013)

13) 他の要因には、行政課題として認識されていないこと、縦割り行政の弊害などをあげている。

14) 渡戸 (2019 : 33)

の流れの中で、地域国際交流協会による多文化共生政策の後退について分析をしている¹⁵⁾。財政再建による施設統合と移転、指定管理者制度の導入などにより、差別の是正というミッションから次第に「文化の承認」や「困窮者支援」というように支援の目的が矮小化していく傾向がみられたという。翻って欧州諸国では移民問題はときに財政調整制度の課題に発展することもある。多文化共生政策の財源確保のため、自治体に居住する外国人数を財政需要に算入すると結果的に都市部に補助金が集中するため、このことが自治体間の対立を招く、つまり、移民問題は地方財政論の問題でもある¹⁶⁾。

このように財源保障の必要性、補助金行政による政策実施の困難、財政状況や財政調整制度による多文化共生政策への影響が指摘されている。

そこで本稿は、愛知県、豊橋市、総務省自治財政局財政課、文部科学省国際教育課に行ったヒアリング調査や制度分析、統計分析をもとに、自治体が直面する外国人の教育面、生活面のニーズを分析した上で、外国人支援策に関わる様々な補助金制度を、普通交付税、特別交付税、各種補助金ごとに整理する。とりわけ教育政策領域の支援策の変遷を整理しながら、各種補助金がそれとどのように関係してきたのかを概観し、「移民政策」なき自治体補助金行政の形を明らかにする。

(3) 本稿の構成

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、日本において外国人が直面する課題を概観し、いかなるニーズを持つのか、その傾向を整理する。その上で自治体や国がニーズを把握できていない、さらにはそれが組み込まれていない現状について述べる。第3節では、外国人支援策における補助金制度の体系を明らかにする。第4節では、定住外国人支援政策の歴史的経緯を概観し、第3節で確認した自治体補助金行政の性格がいかにして形成されたのかをみる。最後に、今後の論点整理のために本稿で得られた知見を整理する。

2. 外国人が直面する課題, ニーズ

本節では近年、日本で暮らす外国人住民が抱える課題の概観を整理する。

(1) 多様な問題

日本に限らず先進諸国で共通するのは、外国人住民が都市部に集住するがゆえに彼らが抱える課題の多くが「都市問題」と重なることである。

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によれば2020年1月時点での外

15) 榎井 (2011)

16) 倉地 (2021) 等を参照。

国人住民数は286万6,715人であり、都道府県別にみると東京都が約34万人と最も多く、続いて大阪府が約15万人、愛知県が約15万人の順に多く、都市部に集住する傾向にある。転入者数（計）も都市部の自治体が多い傾向にある。これは日本に限らないことであるが、外国人が雇用先を求めて都市部やその周辺に集住するようになり、長い時間をかけてコミュニティを形成してきた。また、外国人人口の年齢構成をみると、生産年齢人口が85%を占めており、日本人の59%と比べて非常に大きい。また、20-39歳の人口が全体の54%を占めており、日本人と比べると若い年齢構成になっている¹⁷⁾。

日本で暮らす外国人住民は、朝鮮半島や中国などの東アジア出身のオールドカマーだけではない。1980年代以降に難民として来日し、自然とコミュニティを形成する外国人住民（例えば東京都新宿区高田馬場など）や外国人を多く雇用する工業団地付近にある巨大団地（埼玉県川口市芝園団地や愛知県豊田市保美団地など）で暮らす外国人住民などのニューカマー、近年では技能実習生、高度人材、留学生など、外国人住民の増加の形は多様化してきている¹⁸⁾。

先程は外国人住民の課題は「都市問題」と述べたが、そうではないケースも多くある。例えば観光地で名高い北海道ニセコ町のように都市部ではなくても、多くの外国人が集住する自治体もある。ニセコ町は外国人数の増加に伴って人口増加率も高くなっているが、外国人登録比率が高くて他の住民数が減少するため人口減少が進む市町村（北海道猿払村など）もある¹⁹⁾。

一部の地方部自治体に外国人数が集中する背景には、外国人技能実習生制度があげられる。外国人技能実習制度のもと、外国人労働者が人口減少、人手不足が進む自治体での労働力の担い手として重宝されてきた。中には、広島県安芸高田市のように技能実習生等の外国人労働者が増加し、積極的に定住を促す自治体もある。その反面、外国人技能実習生に対する深刻な人権侵害や賃金未払いなどが社会問題化していることはよく知られている。2019年度には入管法改正による「特定技能制度」が創設されたが、「特定技能」では転職が可能であるため、地方部に就職した外国人が都市部に移り、地方部に定着しないことが懸念されている²⁰⁾。丹野が指摘するように、特定技能外国人労働者は受け入れ人数が極めて小規模であるが、これまで国の専権事項と思われてきた受け入れにおいて、基礎自治体の役割が増していくことが考えられる²¹⁾。これに関して毛受は、外国人の受け入れ現場となる自治体の役割が大きくなり、地域ぐるみで受け入れるための、積極的なイニシアチブが必要だと指摘する²²⁾。

このように多様化する外国人住民を巡る状況に対して、財政が豊かな自治体の「都市問題」

17) みずほ総合研究所「2019年の外国人人口は過去最高」[<https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mhri/research/pdf/insight/pl200909.pdf>（2021年12月14日閲覧）]

18) 山本（2016）

19) 小西（2019：3）

20) 毛受（2020：126f.）

21) 丹野（2020）

22) 毛受（2020）

として捉えることは一面的であり、その歴史的・制度的経緯から都市部の中にも、地方部の中にも多様な問題を抱えているのである。

(2) 外国人住民が抱える問題

日本における外国人住民は、言語的な障壁、知識・関心不足、アクセスの困難さなどから教育、子どもの貧困や²³⁾、医療へのアクセス、通訳の問題など²⁴⁾、様々な特別なニーズを抱えている。特にコロナ禍においては、外国人労働者の解雇が増加し、自治体窓口への相談が増えていくことから、潜在的なニーズが顕在化してきている。

外国人が抱えるニーズの中で本稿では、外国人児童・生徒への教育ニーズに注目する。2014年度調査から日本語指導が必要な児童生徒や外国籍の児童生徒数はともに増加（2006年から2016年までで1.7倍増）している。また、日本語指導が必要な高校生の中退・進路状況を全高校生と比較してみると、中途退学率や非正規就職率、未進学率も共に高い傾向にある²⁵⁾。

これに対して自治体側は日本語指導教員を小中学校の現場に配置し、教育委員会・学校と連携しながら受け入れ体制を整備してきた。だが、自治体の受け入れ体制には多くの課題がある。一部の自治体では日本語指導教員の採用が難航し、当初欠員になったケースもあり、国の配置定数を満たさず、人件費の一部を国に返納する事態もみられた²⁶⁾。また、追加配置した教員が日本語教員として日本語を指導しているとは限らず、例えば中部地方の公立小に配置された4人のうち1人は産休・育休などの欠員補充として通常の学級担任に充てられている状況である²⁷⁾。

現場の受け入れ体制の不備は、他にも外国人児童・生徒に大きな影響をもたらしている。近年の特別支援学級に在籍する児童生徒が増加する背景に外国人児童・生徒の増加が指摘されており、外国籍の子どもの特別支援学級在籍率はそれ以外の児童の2倍以上であるという。その理由には特別支援学級に関する就学先の決定プロセスや障害の定義が、言語的なハードルのために外国人児童・生徒に対して適正ではない可能性があげられている²⁸⁾。

日本語教育だけでなく、母語教育の体制にも大いに課題がある。欧州諸国では国・自治体が自国の言語だけでなく、母語教育も行うことが親とのコミュニケーションのために一般的であ

23) 田中 (2017)

24) 濱井ら (2017)

25) 文部科学省 HP 「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (平成30年度)』の結果について」 [https://www.mext.go.jp/content/1422198_007_1.pdf (2021年12月14日閲覧)]

26) 日本経済新聞「日本語指導教員、足りない地域も」2020年3月13日 [<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO56751610T10C20A3CR0000/> (2021年05月9日閲覧)]

27) 「日本語教育、自治体で格差 財政力が授業の質左右 外国人「共生」の実相～言葉の壁①」『日本経済新聞』2021年5月15日

28) 三浦 (2020)

るが、日本では母語教育のための公的な支援策は非常に遅れを取っている。後述するように、「定住外国人の子供の就学支援事業」（虹の架け橋教室）によるバイリンガル指導員、「定住外国人の子供の就学促進事業」でのコーディネーターによる母語教育の兼務などの事例²⁹⁾もあるが、十分な指導体制が取れていない状況である。

以上のような外国人児童・生徒への取り組みの課題に関して、自治体の財政状況によって自治体間の差が生じている点は重要であろう³⁰⁾。実際に、自治体の財政力が高いほど外国籍の児童・生徒の支援学級への在籍率が低い傾向がみられるという調査もある³¹⁾。このように、外国人住民を巡る多様な状況、問題を解消していくためには、国・自治体による対応が不可欠であるが、それはどのような地方財政制度によって支えられているのか。以下で検討したい。

3. 外国人施策における補助金制度の体系

(1) 地方交付税における外国人に対する補助金制度

前節で論じたように外国人施策にとって重要なのは教育政策のうち「言語」である。本節では、外国人に対する言語教育における補助金制度の軸をなす普通交付税、特別交付税、国庫補助事業（義務教育国庫負担金、外国人受入環境整備補助金、帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業）を概観し、それぞれの性格を整理することにより、どの程度「言語」に関するニーズが財政的に裏付けされているのかを確認する³²⁾。なお、図1は本稿で取り扱う外国人に対する補助金制度をまとめたものである。

(a) 普通交付税

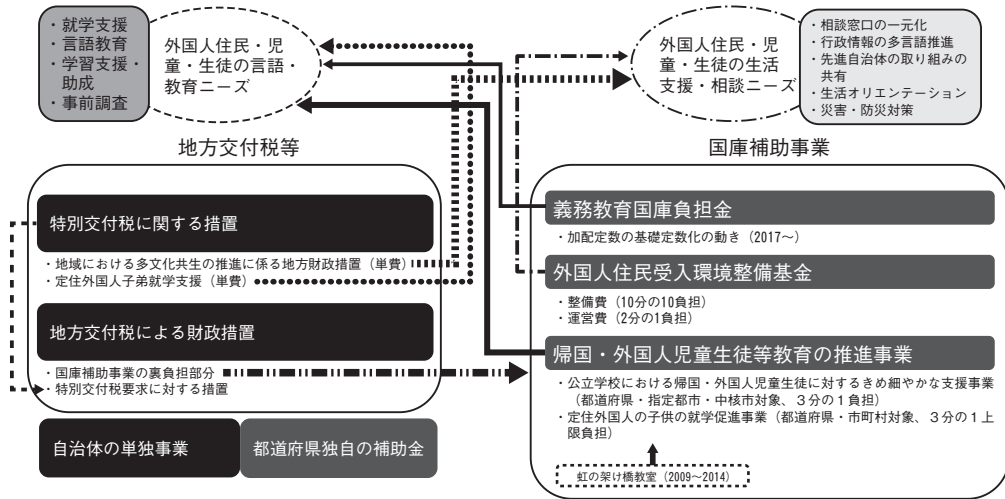
そもそも地方交付税は「本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば『国が地方に代わって徴

29) 文部科学省 HP「外国人児童生徒等に対する教育支援に関する基礎資料」[https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/121/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/06/10/1371126_02.pdf (2021年5月9日閲覧)]

30) 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」2020年3月[https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_kyousei01-000006118-01.pdf (2021年12月14日閲覧)]

31) 「日本語教育、自治体で格差 財政力が授業の質左右 外国人「共生」の実相～言葉の壁①」『日本経済新聞』2021年5月15日

32) なお、この補助金のメニューについては、総務省自治財政局財政課、及び愛知県財務部財政課、愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室、愛知県財務部税務課へのヒアリングを基に作成している。



(出所) 筆者作成

図1 外国人に対する補助金制度の体系のイメージ図

収する地方税』(固有財源)という性格をもつ」とされている³³⁾。これは、すべての地方団体が基準財政需要、すなわちニーズを充足するような状態を財源的に保障する制度ということを意味する。

しかし、地方交付税、とりわけ普通交付税は外国人住民のニーズを日本人住民と同じように取り扱う。すなわち、国勢調査人口や人口急増補正に用いられる住民基本台帳に基づく人口、教育関係の費目における学校基本調査上の生徒の数等に外国人も含まれているため、日本人住民が増えた場合と同様に、外国人住民が増えた場合にも、需要額は増加する³⁴⁾。これは外国人住民が日本人に比べて様々なニーズを抱えていたとしても、異なる住人として取り扱わないことを意味する。

一方で、後述するが、交付税制度は国庫補助事業の裏負担部分を措置することや、特別交付税の要求に対し普通交付税で措置するなど一定程度の柔軟性も持つ。すなわち、外国人住民を日本人住民として同じように取り扱う一方で、他の制度との関係によって、交付税制度は外国人が抱えるニーズのくみ取りを支えてきた。

(b) 特別交付税 — 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置、定住外国人子弟就学支援 —

特別交付税は、交付税法第十五条に定められており、①基準財政需要額の算定によって捕捉

33) 総務省による地方交付税制度の説明より引用した。[https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html (2021年04月12日閲覧)]

34) 総務省自治財政局財政課へのヒアリング結果に基づき記述している。

されなかった特別の財政需要があること、②基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、③交付税の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること³⁵⁾、④その他特別の事情があること、の四つを交付要件としている³⁶⁾。

このような交付要件を持つ特別交付税に関する措置のうち、外国人住民に関するものとして、「地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置」および「定住外国人子弟就学支援」がある。「地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置」は、2006年に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」の流れを汲む。その後、2018年12月の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」、2019年6月の「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」をうけ、議論されてきた。

「地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置」は³⁷⁾、地方単独事業分として、①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費、②先進的な地方自治体の取り組み事例の横展開に要する経費、③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費、④災害時に於ける外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費、国庫補助事業分として、⑤一元的相談窓口の運営に係る地方負担がある³⁸⁾。なお、これらの措置のうち、①、②、⑤は2019年度に、③、④は2020年度から新たに措置されたものである。これらの地方財政措置は、大枠としての多文化共生を推進するために用いられており、言語教育等については、「定住外国人子弟就学支援」が中心となっている³⁹⁾。

「定住外国人子弟就学支援」は2009年1月30日の「定住外国人支援に関する当面の対策について」の一施策として、地方自治体が行う地方単独事業としての定住外国人の子どもたちへの就学支援を対象として創設された。具体的な措置内容として、①日本語指導、学習指導、健康

35) なお、地方交付税総額には震災復興特別交付税は含まれない。石原（2016）、p.457；中村（2021）、p.79

36) 「第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する」[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000211_20200401_502AC0000000006&keyword=（2021年04月12日閲覧）]

37) 総務省自治行政局国際室による作成資料である「地域に於ける多文化共生施策の推進」を参照した。[https://www.soumu.go.jp/main_content/000677783.pdf（2021年4月12日閲覧）]

38) なお、この一元的相談窓口の運営に係る地方負担分に関しては、市町村分のみ特別交付税措置であり、都道府県分は普通交付税措置となっている。

39) 総務省自治財政局財政課へのヒアリング結果に基づき記述している。

診断, ②授業料軽減のための助成, ③相談窓口, ホームページの開設, ④各種支援に向けた事前調査がある。とりわけ, ①の措置内容は重要であり, 日本語を十分に話すことの出来ない外国人児童・生徒のために, 授業における学習支援・補助や通訳, 翻訳等を行う支援員の配置に係る経費(人件費, 謝金, 旅費, 消耗品費等)へ措置される。この「定住外国人子弟に対する就学支援策」の算定方法は定住外国人子弟に対する就学支援策に係る経費 $\times a$ となっている。 a は過去3年間平均の財政力指数を2で割った数を1から減じた数値で算出される⁴⁰⁾。この a が0.5未満の場合であれば0.5として取り扱い, 0.8を超える場合は0.8として取り扱う。従って, 財政力指数0.4未満の自治体は最大で経費の80%しか措置されない。また, 財政力指数が1を超えたとしても経費の50%は措置される仕組みとなっている。

「定住外国人子弟に対する就学支援策」の2020年度実績として, 措置団体は21県411市区町村となり, 措置額は県に対して約2億7,000万円, 市に対して約14億1,000万円となっている。

こうした特別交付税の措置は, 地方自治体の要求によって獲得しうる制度となっている⁴¹⁾。一方で, 特別交付税として中央政府に要求したものが, 普通交付税の措置として認められることもある。愛知県の事例では, 2018年度に外国人の受入れ環境の整備に要する経費について特別交付税措置を要望したところ, 2019年度から在留外国人向け一元的相談窓口の運営経費について普通交付税措置が講じられることになった⁴²⁾。

(2) 国庫補助事業

(a) 義務教育国庫負担金

教育に関する国庫補助事業において根幹といえるのが, 義務教育国庫負担金である⁴³⁾。義務教育国庫負担金は, 義務教育費国庫負担法に基づき, 都道府県・指定都市が負担する公立義務教育諸学校(小・中学校, 義務教育学校, 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部)の教職員の給与について, 3分の1を国が負担する⁴⁴⁾。教職員定数と教員給与(給料及び諸手当)の単価によって算定され, 教職員の定数は学級数などに応じて機械的に算定される基礎定数と, 政策目的に応じて予算措置される加配定数によって構成されている⁴⁵⁾。なお,

40) 総務省自治財政局財政課へのヒアリングにより, 算定基準を確認した。

41) 中村(2021)

42) 愛知県財務部財政課へのヒアリング結果に基づき記述している。なお, 在留外国人向け一元的相談窓口の運営経費は包括算定経費(国際化推進対策費)に計上される。機械的に計算すると, $6,000,000 \text{円} / 1,700,000 \text{人} \times 7,483,128 \text{人} \times 0.510$ (段階補正) = 13,470,000円となり, 愛知県の基準財政需要額は13,470,000円増加したと考えられる。

43) また, 外国人に関する教育費において義務教育国庫負担金の制度改正がもっともインパクトが大きいと自治体職員も述べている(2021年3月19日, 愛知県庁に対するヒアリング)。

44) 文部科学省HP「義務教育費国庫負担制度」[https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyuyo/1394395.htm (2021年04月23日閲覧)]

45) 酒井(2016:19)

3分の2は都道府県の自主財源によって負担されるが、教員数は普通交付税の算定項目に含まれているため、交付税措置がなされる。したがって、義務教育国庫負担法における教職員定数が増えることは義務教育国庫負担金のみならず、交付税措置にも影響を与える。

近年、義務教育国庫負担金の中で外国人を包摂する制度改正がなされている⁴⁶⁾。2017年度の義務教育国庫負担金において、教育上の特別な配慮などの目的で配置する加配定数で処理されていた外国人児童・生徒の数を基礎定数化する動きがあったのである。その結果、外国人児童・生徒数等に対する日本語指導を担当する教員数を段階的に増加させることとなった。2017年度の教員増加数は190人だが、2028年までに1,900人の増加が目標とされている⁴⁷⁾。このような基礎定数化の措置を行ったのは、加配定数よりも「対象児童生徒数等に応じた算定により、安定的・計画的な教員採用・配置を促進」できるからだとして制度改正を説明する発表資料には記載されている。より具体的には、現在行われている対象児童生徒数21.5人につき1人あたりの加配教員の措置を、対象児童生徒数18人のつき1人あたりの割合で措置をすることに変更すると書かれている。さらに、散在地域への対応として加配定数を措置している⁴⁸⁾。

(b) 外国人受入環境整備補助金

外国人受入環境整備補助金は、在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援することを目的としている⁴⁹⁾。交付率は整備費⁵⁰⁾と運営費の二つに区分され、前者は必要経費の10分の10、後者は必要経費の2分の1となっている。運営費の地方負担分は財政運営に支障が生じないように、地方交付税措置が講じられている。交付限度額は200万円から1,000万円となっている⁵¹⁾。そのため、相談員の安定的な雇用数は限られうる⁵²⁾。なお、地方創生推進交付金のような他の補助

46) 総務省 HP「平成29年度文教予算のポイント（概要）」[https://www.soumu.go.jp/main_content/000473953.pdf, pp. 5-6 (2021年04月23日閲覧)]

47) 同上

48) この点に関する問題は谷・関根(2022)を参照。

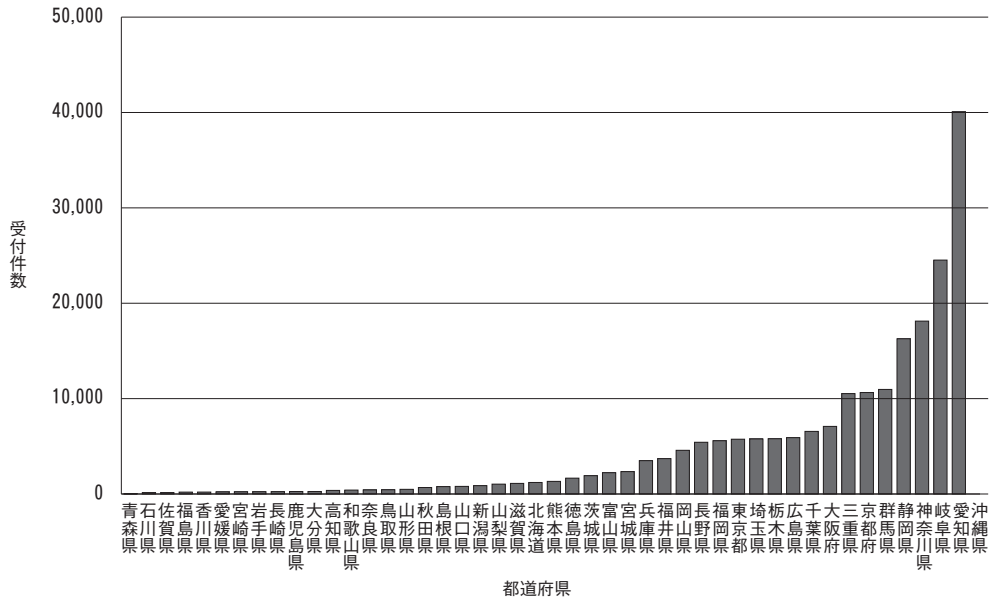
49) 法務省 HP「外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現況について」[<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005812.pdf> (2021年04月23日閲覧)]

なお、豊橋市のインフォピア、愛知県のあいち多文化共生センターはこの交付金を活用して窓口を置いている。

50) 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費を指す。

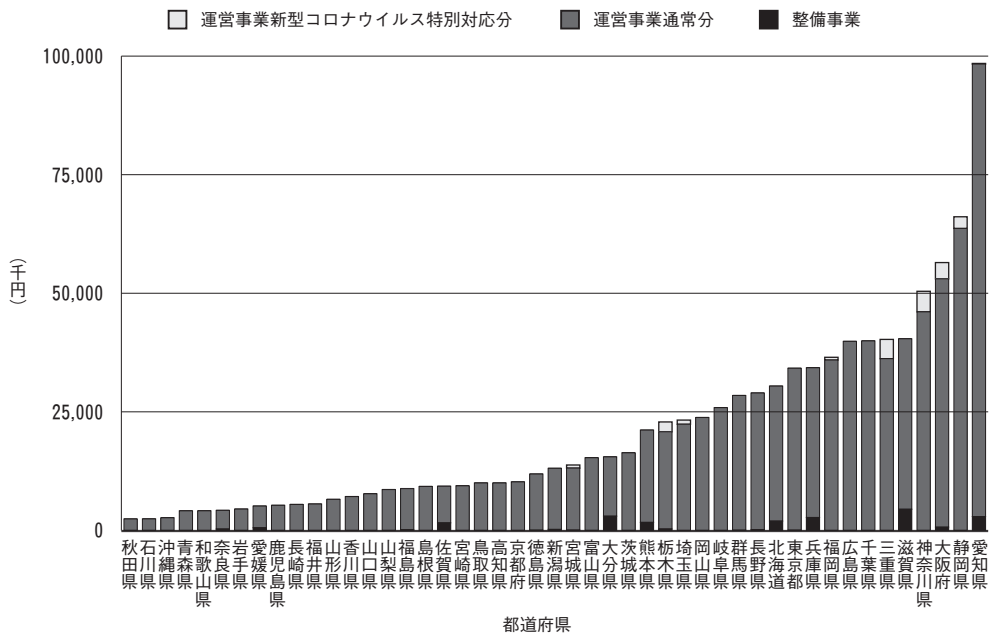
51) 都道府県(47団体)が1,000万円、外国人住民5,000人以上(105団体)が1,000万円、外国人住民1,000人以上5,000人未満(290団体)が500万円、外国人住民500人以上1,000人未満(199団体)が300万円、外国人住民500人未満(1,147団体)が200万円となっている。

52) 整備事業は「新たに一元的相談窓口を開設し又は既に設けている窓口を拡充する場合に必要となる什器、翻訳機、通信機器、通信回線設置などの費用」を想定、運営事業は「相談員の報酬、翻訳ソフトウェアの利用料、情報提供のための資料の作成費用など」が想定される。(法務省 HP「外国人受



(注) 2019年度段階では、沖縄県に一元的相談窓口が存在していなかった。
 (出所) 出入国在留管理庁 (2020) 「外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現況について」表5 [http://www.moj.go.jp/isa/content/930005812.pdf (2021年12月14日閲覧)] より作成

図2 都道府県別相談業務の実施状況 (2019年度受付件数)



(出所) 令和3年度外国人受入環境整備交付金の交付先及び交付決定額 (令和3年4月1日現在) より作成
 図3 2021年度外国人受入環境整備交付金の交付先及び交付決定額 (都道府県合計, 単位: 千円) (2021年4月現在)

金等の交付を受けて一元的相談窓口を設置・運営している場合、この交付金を受け取ることは出来ない（図2、図3）⁵³⁾。

2019時点で、139か所に一元的相談窓口が設置されており、そのうち45が都道府県によるものである⁵⁴⁾。また相談件数は2019年度で21万1,076件である⁵⁵⁾。

(c) 帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業

帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業は、①公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業と、②定住外国人の子供の就学促進事業の二種類に区分される。

前者の帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業は、「帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する」ことを目的とした国庫補助事業である⁵⁶⁾。具体的には、関係機関との連携による就学支援の実施、初期適応指導教室（プレクラス）実施やセンター校の設置、「日本語能力測定方法」の活用による日本語能力の把握と日本語指導、母語が分かる支援員や日本語指導補助者の派遣、高等学校における受入体制づくり等が主な業務となっている。補助対象は都道府県、指定都市、中核市となっており、補助率は1/3となっている。

後者の定住外国人の子供の就学促進事業は、2009年度から2014年度に実施されていた「虹の架け橋教室」事業を引き取った事業であり、補助対象は都道府県及び市区町村（教育委員会・首長部局）、支援対象は不就学の外国人の子どもである。なお、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。この事業の目的は、不就学となっている外国人の子どもを対象に、公立学校や外国人学校などへの就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助するものである。事業実施のスキームとしては、自治体が直接就学支援の取り組みを実施するケースと、知見を有するNPO等に委託し就学支援の取り組みを実施するケースの二つが存在する^{57)、58)}。

入環境整備交付金Q&A（令和3年1月版）[<http://www.moj.go.jp/isa/content/001339322.pdf>（2021年04月23日閲覧）]のQ14より）

53) 同上（2021年04月23日閲覧）のQ9より。

54) 法務省HP「外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現状について」[<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005812.pdf>（2021年04月23日閲覧）]の表2より。

55) 同上（2021年04月23日閲覧）の表4より。

56) 文部科学省HP「帰国・外国人児童生徒等教育に関する事業概要（平成25年度～）」[https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531.htm（2021年04月26日閲覧）]

57) なお、「虹の架け橋教室」は平成21年度補正予算（約37億円）により、国債移住機関（IOM）に基金を設置して実施した。IOMが地方公共団体などに周知・公募し、自治体が申請し、IOMが審査、採択、委託するというスキームだった。

58) 文化庁HP「定住外国人の子供の就学促進事業」[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/

(3) 補助金制度や自治体行政が抱える問題

以上のように外国人住民支援策の補助金制度を概観してきた。一見すると、確かに外国人住民の行政需要に対して補助金制度を整備することで着実に対応しているように見える。本稿では自治体の対応状況について、筆者らは少なくとも以下の3点の問題点があると考えている。

第一に、国が自治体の外国人住民支援策の実態やニーズを十分に把握できていない可能性である。総務省は2006年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、さらに2020年に改訂プランを公表した。国は「地域における多文化共生プラン」を通知し、これを受けて自治体は「地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画」を策定するようになった。2020年時点で71%の市町村（政令指定都市）、100%の政令指定都市・都道府県が指針・計画を策定し、多文化共生政策の取組は一定の進歩をみせてきた⁵⁹⁾。また、国は多文化共生政策を積極的に展開する自治体の事例共有を行い、上記のような補助金制度を整備してきた⁶⁰⁾。自治体も外国人が多く集住する地区を中心に、国際交流協会等と連携をしながら様々な取り組みを行い、そこで得られた知見を「外国人集住会議」や地方六団体を通して発信してきた。一部の制度はこれらの地方の声が反映されている。だが、これらの団体は自治体の一部であり、事例の共有から財政需要への積み上げに至る制度的回路があるわけではない。普通交付税の裏負担はあるものの、基本的には外国人住民支援の財源措置は特定補助金による。つまり、外国人住民の普遍的なニーズとは何か、という点は国・自治体両方によって検討が求められるだろう。

第二に、外国人住民支援策に関しては、自治体間の取組やその姿勢に関してバラツキが大きいということである。自治体編で明らかにするように、外国人が多く集住する愛知県でも、外国人支援政策の実施状況や補助金活用の状況も自治体によってバラツキがあり、一定の法則があるわけでもない⁶¹⁾。また、自治体の中には自治体担当課よりも国際交流協会やボランティア組織等の外国人支援団体が支援の現場を支えていることもあり、支援体制も一様ではない。国は補助事業を整備することで、自治体の積極性を促す姿勢を取っている。これは独自の外国人受け入れを始めた自治体の試みを国は後押しし、地域間格差が出ることを承認しているようにみえるという指摘もある⁶²⁾。本来であれば、地域ごとに必要なサービスを保障する仕組みが求められるが、補助事業頼みでは、外国人支援策を充実させる自治体に外国人が多く集住し、自治体間サービスの格差がますます拡大する恐れがある。

第三に、外国人住民のニーズを行政に反映させる仕組みがあるかどうかは自治体によってバ

kyoiku/todofuken_kenshu/h27_hokoku/pdf/shisaku02.pdf (2021年12月10日閲覧)]

59) 総務所 HP「多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況」[https://www.soumu.go.jp/main_content/000692492.pdf (2021年12月10日閲覧)]

60) 総務省・多文化共生事例集作成ワーキンググループ「多文化共生事例集」[https://www.soumu.go.jp/main_content/000476646.pdf (2021年12月10日閲覧)]

61) 谷・関根 (2022)

62) 丹野 (2020), pp.60-61

ラツキがある可能性である。2014年の自治体を対象としたアンケート調査では、外国人相談窓口を設置しているという回答が35.2%と最も多く、外国人住民を対象とするアンケート調査が12.2%、外国人住民が参加する協議機関・会議の存在が9.6%、エスニック団体の代表から相談要望が4.8%、条例により外国人の住民投票権1.7%であった⁶³⁾。また、2015年時点のデータでは、外国人住民参加の仕組み（外国人市民会議、委員会、懇談会など）が設置されている自治体は都道府県が7件、政令指定都市が13件であり、設置数は変化している可能性があるが、少なくとも住民参加の仕組みの普及には日本人と同様に多くの課題、自治体によるバラツキがあると考えられる。上記の補助金制度は必ずしも外国人住民のニーズを反映させて制度化しているわけではなく、あくまで自治体に多くが委ねられている。

以上のように、多様化・複雑化する外国人住民の行政ニーズに対して、現行の自治体行政制度では十分に対応できていないのである。

4. 定住外国人支援策の歴史的経緯の概観

(1) 定住外国人支援策の歴史的経緯

定住外国人支援策は突如成立したものではない。それぞれの制度にはそれぞれの歴史的経緯が存在する。本節では、定住外国人支援策という視点から、外国人施策における補助金体制の形成過程を概観する。なお、本項の歴史的経緯の記述は山脇（2008）および渡戸（2019）に負っている。

戦後の定住外国人支援策を歴史的に概観するとき、一つの起点となるのが、1970年代の在日コリアンの定住化と差別撤廃運動である。1960年代まで、日本政府だけでなく、在日コリアンの民族団体さえ、在日コリアンがいずれ朝鮮半島にある母国へ帰国することを前提としていた。そのため、自治体も外国人を定住外国人とみなす発想が乏しく、受けることができる行政サービスが制限されてきた。この認識を変化させた契機が1970年にはじまり、1974年に在日外国人側の勝訴で終わった日立裁判である。その後、原告を支援した在日コリアンと日本人からなる全国の市民グループが、外国人を地域住民として日本人と対等な扱いを求める運動を始めた⁶⁴⁾。

1980年代に入ると、ニューカマーが増大し、自治体と市民団体は対応に迫られるようになる。大都市のインナーシティ自治体では、ニューカマーの対応を「地域国際化」政策の一つの柱として位置づけるようになる⁶⁵⁾。一方で、自治省は「国際交流プロジェクト」として、観光客や一時的滞在者を念頭におきつつ、外国人施策を進めることを指針として提示した。これは、外

63) 李・瀬田（2014）

64) 山脇（2008：2）

65) 渡戸（2019：33）

国人を定住する存在とは見ていないことを意味していた⁶⁶⁾。

1989年に改定され、1990年に施行された入管法は、日本における外国人の流入状況を大きく変化させた。専門・熟練職の外国人の受け入れ範囲が拡大され、「定住」資格の新設によって、日系人が活動制限のない在留資格を取得できることが明文化されたのである。その結果、1990年代をつうじて日系南米出身者、とくにブラジル人が増加した⁶⁷⁾。一方で、外国人居住者の定住化が増加に伴うニーズへの対応が課題となる。その中でも、とりわけ子供の保育・教育問題が顕在化し、「外国人住民政策」の体形化が模索されていく⁶⁸⁾。

日本政府はもともと「外国人政策」という用語を用いておらず、主に「出入国管理政策」が使用されてきた。しかし、2000年代に入り、政府は出入国政策の見直しと社会統合政策の構築が重要課題として認識する⁶⁹⁾。これらは「多文化共生」という名の統合政策として結実する。発端は、日系南米人が急増した自治体が集まり、2001年に創設された「外国人集住都市会議」にある。この会議では、自治体レベルの外国人住民政策の限界を中央省庁に訴えると同時に、地域「統合」政策としての「多文化共生」政策の展開を要請した。この文脈のもと、不就学児問題や日本語学習などに関する問題が顕在化する。これを受け、2005年6月に総務省は「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、2006年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を通知する⁷⁰⁾。このようにして、「多文化共生」は政府の重要政策の一つと位置づけられるようになった。

(2) リーマンショックと定住外国人施策推進室

定住外国人に関する問題が前景化したきっかけは、2008年のリーマンショックである。景気後退により、製造業に従事していたブラジル系定住外国人が解雇され始めた⁷¹⁾。この問題が国会で連日取り上げられるようになり、定住外国人への対応の機運が高まった。

リーマンショックによる定住外国人への対応について中心的な役割を担ったのが、定住外国人施策推進室である。2009年1月30日には、定住外国人への緊急対策として、「定住外国人支援に関する当面の対策について」が出される。内容として、教育対策⁷²⁾、雇用対策⁷³⁾、住宅対

66) 山脇 (2008: 4)

67) Ibid, p. 5

68) 渡戸 (2019: 3)

69) 山脇 (2008: 7)

70) 渡戸 (2019: 33) による。具体的には、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の推進体制の整備などがある。

71) 望月 (2019)

72) 具体的には、①公立学校に転入する者に対する支援、②子どもたちの居場所づくり、③子どもたちに対する就学支援、④その他の支援、である。

73) 具体的には、①就職支援、②雇用の創出等に対する支援、③定住外国人向け、④地方自治体が行う緊急対策への財政支援、⑤その他の支援、である。

策⁷⁴⁾、帰国支援⁷⁵⁾、国内外における情報提供⁷⁶⁾があげられていた。

一方、文科省では、定住外国人施策推進室の設置を受け、1月30日に省内にプロジェクトチームを設置し、定住外国人の子どもに対する緊急支援（一次、二次）を公表した⁷⁷⁾。第二次緊急支援は2009年度予算に反映を予定しており、ここで帰国・外国人児童生徒受入促進事業（301百万円）や教員定数の加配措置などが記載された。また、この第二次緊急支援プランによって、ブラジル人学校などの子どもに対する就学援助としての特別交付税による支援や、初期指導教室の設置や、外国語が使える支援員を活用した外国人児童生徒の指導などを実施することとなった⁷⁸⁾。

これらの議論は「定住外国人支援に関する対策の推進について」に結実する。教育対策では、公立学校への円滑な転入確保と子どもたちの居場所づくりが目標として定められ、①「虹の架け橋教室」（仮称）による就学支援等、②「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の活用や教員定数の加配等を通じた公立学校に転入する者に対する支援、③不登校の外国人児童生徒に対する対策、④就学支援のために実施する地方単独事業を特別交付税によって支援するなどを含むブラジル人学校等に通う子どもの就学支援、⑤子どもたちの居場所づくりが掲げられた⁷⁹⁾。

（3）日系定住外国人施策推進会議

「定住外国人支援に関する当面の対策について」と「定住外国人支援に関する対策の推進について」はあくまで、リーマンショックへの緊急対策であり、過渡的なものだった。そのため、日系定住外国人集住地域自治体で構成される多文化共生推進協議会⁸⁰⁾や外国人集住都市会議⁸¹⁾

74) 具体的には、①公的賃貸住宅の活用、②民間賃貸住宅への入居支援、③地方自治体が行う緊急対策への財政支援、である。

75) 具体的には、①本国政府への要請、②産業界への要請、③航空会社等への要請、である。

76) 具体的には、①ポータルサイトの構築、②各種情報の多言語による提供、③相談窓口の充実、④国外における広報、である。

77) 「ブラジル人等の子供への緊急支援については文部科学省としても重く受け止めまして、省内にプロジェクトチームを設置して、一月三十日に定住外国人子ども緊急支援プランを発表したところでございます。このプランにつきましては、ブラジル人等子供に対する就学支援と授業料軽減のための助成や、日本語指導等を実施する自治体を対象に、総務省において特別交付税による支援をすることとしております。また、公立学校に転入する者が円滑に就学できるように、初期指導教室や日本語指導の補助などの授業を推進しているほか、子供たちが集う場所を設置して、日本語指導や学習支援を行う授業などを実施」（塩谷立国務大臣の発言 第171回国会 参議院 文教科学委員会（2009年3月24日））

78) 第171回国会 衆議院 文部科学委員会 第8号（2009年4月24日）[<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=117105124X00820090424¤t=156>（2021年12月14日閲覧）]

79) 総務省 HP「定住外国人支援に関する対策の推進について」[https://www.soumu.go.jp/main_content/000043852.pdf（2021年5月8日閲覧）]

80) 愛知、岐阜、三重など7県1市。

81) 太田、浜松、豊田、美濃加茂、鈴鹿等28市町。

から、国としての体系的・総合的な方針の策定の要望がなされていた⁸²⁾。

これらの状況および要望を処理していたのが、「日系定住外国人施策推進会議」である。日系定住外国人施策推進会議では、副大臣を中心とした省庁横断的な組織であり、行動計画を策定し、対応する施策の成果を検討することを目的としていた⁸³⁾。

日系定住外国人施策推進会議は、外国人集住地域自治体による要望も受けつつ、2010年8月31日に、緊急の対策にとどまらない国の体系的・総合的な方針として「日系定住外国人施策に関する基本指針」を作成した⁸⁴⁾。

「日系定住外国人施策に関する基本指針」では、急増したブラジル人およびペルー人のリーマンショックによる生活困窮に注目しており、基本的な考え方として「日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかり受け入れ、社会から排除されないようにする」というものだった。ここで重要なのは「日系」という語が付されている点である。基本指針の策定についてでも触れられているように、あくまで対象としているのは「定住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格で入国・在留する日系人及びその家族であり、日系を付さない形での「定住者」は二次的な対象だったのである。

日系定住外国人施策推進会議の第一回会議では、文部科学省が「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント 現在の進捗状況について」を資料として提出している⁸⁵⁾。この資料では、外国人児童・生徒への日本語指導の充実のため、義務教育国庫負担金の1,500人の定数改善や、定住外国人の子どもの就学支援事業、帰国・外国人児童生徒受入促進事業などの実施と予算措置を提示した。

基本指針を下に、2010年3月31日には、「日系定住外国人施策に関する行動計画」が策定された。そして、この「日系定住外国人施策に関する行動計画」によって、義務教育国庫負担金における加配教員や定住外国人子弟就学支援等が計画的に行われるべき政策と位置づけられていく。さらに、8月31日に提示されていた文科省の要望や、定住外国人の子どもの就学支援事業として虹の架け橋教室を継続的に行うことも組み込まれた。行動計画に組み込まれたことは、今後の日系定住外国人施策推進会議において、「実施状況及び施策の成果」および「施策の更新等」という項目の下、達成しているかどうか定期的に確認されることを意味し、政策の持続可能性を担保することに繋がる。

82) 文化庁 HP 「日系定住外国人施策に関する行動計画の策定について」 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_suishin/01/pdf/shiryo_3.pdf (2021年5月8日閲覧)]

83) 日系定住外国人施策推進会議が開かれたのは、2010年8月31日、2011年3月31日、2014年3月31日の三回のみであり、その他は幹事会だった。

84) 内閣府定住外国人施策推進室 (2011)

85) 内閣府 HP 「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント 現在の進捗状況について」 [<https://warp.dandl.go.jp/info:ndljp/pid/11152999/www8.cao.go.jp/teiju/kaigi/h22/0831/pdf/s3.pdf> (2021年12月10日閲覧)]

(a) 定住外国人の子どもの就学支援事業および、定住外国人子弟就学支援の実現

「定住外国人の子どもの就学支援事業」（「虹の架け橋教室」）は2009年度より実施されている。この背景には、前述したリーマンショックによる影響があった。当時の国会では、ブラジル人学校に対するサポートがいきわたっていないことが問題としてあげられていた。背景には、憲法の要請上、一条校以外の教育機関に対して公的資金の注入が難しいことがある。そのため、認可の基準を緩める方向と、公立学校への編入を促す方向の二つが模索されていた。前者は認可基準を2003年度以降生徒数150人以上という規定から80人以上にするなどの緩和が進んでおり、その周知を促すことを政策としていた⁸⁶⁾。一方、後者の具体的な政策として虹の架け橋教室事業が構想されたのである⁸⁷⁾。虹の架け橋教室事業は、従来の特別交付税の組み替えによって捻出されたものではなく、従来の特別交付税で行っていた政策に上乘せする形で37億円の財源をもって展開することとなった⁸⁸⁾。

その後、虹の架け橋教室事業は、前項の通り、2011年3月に「日系定住外国人施策に関する行動計画」に組み込まれた⁸⁹⁾。元々虹の架け橋教室事業は2009年度から2011年度の3年間の予定の時限的な事業だったが、その後の厳しい経済情勢に加え⁹⁰⁾、「行動計画」に組み込まれたこともあり、2014年度までの延長が決まった⁹¹⁾。

86) 第171回国会 参議院 少子高齢化・共生社会に関する調査会（2009年6月10日）

87) 塩谷立によって説明がなされている。「このたびの政策については、昨今の経済状況で、ブラジル人学校の実態調査において、昨年十二月から本年二月にかけてブラジル人の子供たちが約四割減少している。二四・六％、これは自宅待機あるいは不就学になっている実態が出てきたわけでございまして、ブラジル人の子供の就学のための対応策として自治体と意見交換等もしておりまして、この景気悪化を背景にした、ブラジル人の学校を退学するというような子供たちの就学の確保が大変大きな問題になってきたわけでございます。このために、自宅待機、不就学等となっているブラジル人の子供が集える教室を設けて、そして、その教室においてまずは日本語の能力をしっかりと指導していく。日本語ができないということで公立学校への転入をちゅうちょしている子供たちが多いということで、円滑な転入を促進するという。また、学習習慣を維持するための教科指導も行って、ブラジル人学校への復学が可能になるまでの学習の場を提供する等、今後とも、子供を中心とした地域社会との交流の拠点としての機能を持たせるためのそういった施策を実行してまいりたいと思っております。やはり、日本語が不十分、あるいはブラジル人のコミュニティと地域の社会との交流促進、そういう観点から、こういった事業を改めて今回始めたいということで今計画しているところでございます。」（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=117105124X00820090424¤t=156>（2021年12月14日閲覧））第171回国会 衆議院 文部科学委員会 第8号（2009年4月24日）

88) 第171回国会 参議院 少子高齢化・共生社会に関する調査会（2009年6月10日）

89) 内閣府 HP「日系定住外国人施策推進会議 議事次第」2011年3月31日 [<https://warp.dandl.go.jp/info:ndljp/pid/11152999/www8.cao.go.jp/teiju/kaigi/h23/0331/index.html>（2021年12月10日閲覧）]

90) 文化庁 HP「平成27年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 大臣官房国際化資料」 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/h27_hokoku/pdf/shisaku02.pdf（2021年12月10日閲覧）]

91) 伊佐敷（2012）

最終年度である2014年3月31日の「日系定住外国人施策の推進について」において、2015年度以降の支援のあり方が検討された。文部科学省はこの「日系定住外国人施策の推進について」に即し、2015年度概算要求において、定住外国人の子供の不就学に対応するため、新たに「定住外国人の子供の就学促進事業」の実施に必要な経費を要求し、地域や家庭環境、国籍・言語等の状況も踏まえながら、NPO等支援団体の経験等も活用し、就学に向けた取組を実施する予定とした⁹²⁾。これは「定住外国人の子どもの就学促進事業」として成立し、現在に至る。しかし、自治体編が指摘するように⁹³⁾、「定住外国人子どもの就学支援事業」は補助率3分の1であり、虹の架け橋教室事業と異なり、地方自治体に求められる財政負担は増加した⁹⁴⁾。

(b) 義務教育国庫負担金における外国人児童生徒等指導の加配措置充実と基礎定数化

義務教育国庫負担金における外国人児童生徒等指導の充実について、基本的に文部科学省内で議論が蓄積されてきた⁹⁵⁾。ここでは、中央教育審議会初等中等教育分科会（以下、初等中等教育分科会）を中心に、どのような議論がなされてきたのかを見ていく⁹⁶⁾。リーマンショックによる定住外国人の問題が表面化する以前から、初等中等教育分科会では外国人児童生徒に関する議論を行っていた。2006年6月に開催された第40回分科会では⁹⁷⁾、外国人児童・生徒の教育に対する現状を説明し、不就学児童生徒に対して帰国・外国人児童生徒の教育支援体制モデ

92) 内閣府 HP「『日系定住外国人施策の推進について』実施状況（平成26年10月現在）」[<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11152999/www8.cao.go.jp/teiju/kaigi/h26/1023/pdf/sl.pdf>（2021年12月10日閲覧）]

93) 谷・関根（2022）

94) 文部科学省国際教育課に対するヒアリング結果によると、補助事業である「定住外国人子どもの就学支援事業」を立ち上げた際に、既存の補助事業「帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業」と同じ補助金という整理しており、そのため「帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業」の補助率を3分の1としたという。なお、この詳細な経緯をまとめた資料は残っておらず、あくまで文部科学省による推察ということは留保しておきたい。

95) 文部科学省国際教育課に対するヒアリング結果によると、日本語指導の加配措置は1992年度に創設し、1993年度からの第6次教職員配置改善計画の際に充実されている。この第6次教職員配置改善計画の策定にあたって協力者会議が設けられ、外国から帰国した児童生徒や外国人児童生徒に対する日本語指導等の教職員配置についても議論されていた。その後、2010年より中央教育審議会初等中等教育分科会において学級編成及び教職員定数の在り方について集中的な審議が進んだ。

96) 中央教育審議会は、教育政策立案をつかさどっている。なお、2013年1月に「教育再生実行会議」が設置されて以降、教育再生実行会議において政策の大方針が打ち出され、それを中教審が具体策に落とし込む関係が出来上がった（青木、2021）。

97) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会（第40回）議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1263777.htm（2021年12月10日閲覧）]

ル事業を行っていることを提示した⁹⁸⁾。翌月開かれた第41回分科会では⁹⁹⁾、日本語教育が必要な外国人児童・生徒が少しずつ増えていることが指摘されている。

2007年10月に開催された第55回分科会では¹⁰⁰⁾、教職員定数を増やす事を目的とした文脈で、外国人児童生徒数が特定の地域において半数を超えており、1991年と比較した際に小学校では4倍、中学校では3.5倍の規模になっていることが指摘される。ここにおいて、外国人児童生徒数の伸びと教職員定数の増加が紐づけられた。2008年2月に開催された第59回分科会では¹⁰¹⁾、教育振興基本計画特別部会で議論されていた、外国人児童・生徒のニーズをくみ取る必要について検討された。

リーマンショック後の2009年1月に開催された第63回分科会では¹⁰²⁾、2009年度予算案を検討する文脈で外国人児童・生徒について議論がなされた。義務教育国庫負担金の教職員定数の改善において、外国人児童生徒への日本語指導の充実の文脈で50人の教職員定数の改善を新規で図ることが示されている¹⁰³⁾。すなわち、外国人児童生徒数と加配教員の関係が予算に反映されたのである。翌年5月に開催された第68回分科会において¹⁰⁴⁾、提出された「学級編制及び教職員定数に関する基礎資料」では¹⁰⁵⁾、2010年度予算の義務教育国庫負担金の内訳において、外国人児童生徒への日本語指導の充実は250人となっており、着実に外国人児童生徒への日本

98) 文部科学省 HP「外国人の子どもに対する就学支援について」[https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/004.htm (2021年12月10日閲覧)]

99) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会(第41回) 議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1263778.htm (2021年12月10日閲覧)]

100) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会(第55回)・教育課程部会(第66回) 合同会議 議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1263787.htm (2021年12月10日閲覧)]

101) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会(第59回) 議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1263791.htm (2021年12月10日閲覧)]

102) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会(第63回) 議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1293220.htm (2021年12月10日閲覧)]

103) 文部科学省 HP「平成21年度予算額(案) 主要事項」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/_icsFiles/afieldfile/2009/02/23/1234740_2.pdf (2021年12月10日閲覧)]

104) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会(第68回) 議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1295543.htm (2021年12月10日閲覧)]

105) 文部科学省 HP「学級編制及び教職員定数に関する基礎資料」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/_icsFiles/afieldfile/2010/06/21/1294163_2_1.pdf (2021年12月10日閲覧)]

語指導の充実を図ろうとしていることが分かる。

翌月に開催された第69回分科会では¹⁰⁶⁾、「今後の学級編制及び教職員定数の改善について」の骨子案において、「日本語指導を行う必要のある外国人児童生徒が急速に増加する中で、きめ細かな指導を行うことができるよう、日本語指導を行う教職員定数の改善が必要」という文言が挿入される¹⁰⁷⁾。この当時、文部科学省は少人数学級を政策目標としており、その文脈において、特別な配慮を要する対象として外国人児童生徒が位置付けられた。2011年10月に開催された第77回分科会においても¹⁰⁸⁾、当面充実が必要な加配措置として、日本語指導が必要な外国人児童生徒のための加配措置があげられていた。

このようにして、外国人児童・生徒の指導に関する教職員の加配措置が重要であるという論旨が固められていった。この論理に対抗したのが財務省である。もともと、財務省は加配定数の削減を主張しており、学校を取り巻く環境が複雑化、困難化するなかで加配定数の改善が必要だと主張していた文科省と対立していた。この加配定数に関する対立という論点は古く、1960年代前後からあった¹⁰⁹⁾。

この対立が先鋭化したのが、2016年度の予算請求過程において財務省がおこなった加配に対する批判である。財政制度等審議会による「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」の義務教育の項目において主要な批判点がまとめられている¹¹⁰⁾。この批判に対して、文科省は反論という形で緊急提言を出していた。その結果、加配措置の必要性等について議論をかさね、折衝を通じて加配の削減はなくなった¹¹¹⁾。さらに、2015年11月末に次世代の学校指導体制強化のタスクフォースが義家弘介文部科学副大臣の下に置かれ¹¹²⁾、それ以来の審議が、

106) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会（第69回）議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1296454.htm（2021年12月10日閲覧）]

107) 文部科学省 HP「資料2-3 今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）（骨子）」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1295136.htm（2021年12月10日閲覧）]

108) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会（第77回）議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1314325.htm（2021年12月10日閲覧）]

109) 酒井（2016）

110) 文部科学省 HP「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/__icsFiles/afieldfile/2016/06/09/1371613_16.pdf（2021年12月10日閲覧）]

111) 文部科学省国際教育課に対するヒアリング結果に基づく。

112) このタスクフォースによる審議によって、義務教育国庫負担金における外国人児童生徒のための教員の基礎定数化がなされた。文部科学省国際教育課に対するヒアリング結果に基づき記述している。

「次世代の学校指導体制のあり方について」という中間のまとめに結実した¹¹³⁾。2016年5月に開催された第105回分科会では¹¹⁴⁾、この文脈において、外国人児童生徒指導担当教員の充実が必要であるという議論を提示し、十分な教職員定数の確保をおこなう必要があるという結論に至った。続く9月に開催された第106回分科会では¹¹⁵⁾、外国人児童生徒等の教育の充実という文脈で基礎定数化の必要性が主張された。その理由としてリーマンショックで落ち込んでいた外国人の子供の数がここ数年で急激に伸びており、どのように教育を行うのが問題になっていることをあげている。その結果、「次世代の学校指導体制のあり方について」の中間まとめでは加配となっていたが、最終案では基礎定数化が盛り込まれることとなった。

2016年11月に開催された第107回分科会では¹¹⁶⁾、再度財政制度等審議会によって提出された論点に対する反論がなされた。ここでは、財務省による子どもの数やクラス数の減少に伴い現在の教育環境を継続させた場合でも教職員定数は現象するのではないかという主張に対する反論として、「日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒への特別な指導のニーズは高まりを見せており」、財務省試算にはこうした児童生徒の増加傾向が加味されておらず、このニーズを充足するには、外国人児童生徒等教育の基礎定数化が必要であることを指摘している¹¹⁷⁾。このような議論の結果もあり、外国人児童生徒等の教育の加配や基礎定数化が10年間計画的に増えていくという標準法の改正に至ったのである¹¹⁸⁾。

113) 文部科学省 HP「次世代の学校指導体制の在り方について（中間まとめ）～基本的な考え方～」
[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/___icsFiles/afiedfile/2016/05/13/1370047_1_01.pdf (2021年12月10日閲覧)]

文部科学省 HP「次世代の学校指導体制の在り方について（中間まとめ）」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/___icsFiles/afiedfile/2016/04/22/1370047_2_1_1.pdf (2021年12月10日閲覧)]

114) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会（第105回）議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1372167.htm (2021年12月10日閲覧)]

115) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会（第106回）議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1378450.htm (2021年12月10日閲覧)]

116) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会（第107回）議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1380755.htm (2021年12月10日閲覧)]

117) 文部科学省 HP「財政制度等審議会財政制度分科会（平成28年11月4日開催）資料（義務教育費国庫負担金関係）についての文部科学省の見解」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/___icsFiles/afiedfile/2016/11/08/1379278_0_1.pdf (2021年12月10日閲覧)]

118) 文部科学省 HP「初等中等教育分科会（第109回）議事録」[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/1385369.htm (2021年12月10日閲覧)]

5. 論点の整理——結びにかえて——

最後に今後の議論のために、本稿で得られた知見を整理する。

まず、日本における外国人住民支援の補助金制度は普通交付税、特別交付税、義務教育国庫負担金、各種補助金が設けられており、現状として体系的に把握されているわけではない。そこで本稿ではそれぞれの地方財政制度を概観することで以下のような特徴を明らかにした。

第一に、外国人住民特有のニーズが地方財政制度、特に地方交付税における財政需要（全国普遍的なニーズ）として認められるかどうかは国の意向に委ねられており、その多くはブラックボックス化しているということである。現行の地方財政制度では基本的に外国人住民支援策は自治体の裁量に多くが委ねられている。また、特別交付税を積極的に要望する自治体に配分される仕組みになっている。国も積極的な自治体の事例を共有し、自治体の積極性を促す姿勢を取っている。独自の外国人受け入れを始めた自治体の試みを国は後押しし、地域間格差が出ることを承認しているようにみえる¹¹⁹⁾。自治体の積極的な取り組みを促すことは受け入れ体制強化やサービス拡充、将来的な定住促進につながり、外国人住民にとってメリットが大きいかもしれないが、一方で地域間格差の財政力・経済格差の拡大につながる恐れがある。定住促進・外国人住民支援というより補助金獲得の手段という文脈で自治体の人口減少対策の切り札として積極的な移民受け入れを提唱する議論も同様の課題を孕んでいる。そのため、外国人住民のニーズが全国でどのように普遍化できるか、すなわち地方交付税の算定に組み込めるかという議論が必要であろう。その点、近年の地方交付税の基準財政需要額の積み上げ措置は先駆的な事例となりうる。

第二に、各種補助金の歴史の変遷を明らかにしたことである。定住外国人に対する政策は歴史的には1970年にまでさかのぼることが出来るが、現在の枠組みが構築されたのは、リーマンショックによる定住外国人問題が前景化したことにある。その際、あくまで「日系」定住外国人という枠組みで各種補助金が構築されていた。さらに、義務教育国庫負担金の加配措置及び基礎定数化は財務省との折衝の中で前景化していたことを明らかにした。文部科学省は定住外国人が持つ特別なニーズに着目することで、財務省による加配削減の論理を批判し、義務標準法の改正という10年間の計画的増を勝ち取った。しかし、これら各種補助金の生成を支えていた日系定住外国人施策推進会議は2018年7月以来開催されなくなった¹²⁰⁾。そのため、このような地方財政制度が維持されるのかについては将来的な検証が必要となろう。

第三に、補助金の性質についてである。第4節で明らかにしたように、時限的な補助金を継続化する回路は部分的に機能したものの、あくまで計画に依拠したものだ。今後、外国人

119) 丹野（2020）等。

120) 下地（2018）

住民が長期的に地域で共生していく社会を構想するのであれば、時限的な補助金制度ではなく安定的な財源が求められる。加えて、自治体編でも明らかにするように、外国人住民のニーズは自治体によって大きく異なり、自治体現場に多くの裁量が求められている¹²¹⁾。そのため、短期的にあるいは現場の人手不足を解消するためには、自治体による国の補助金活用や財源保障が必要となるが、長期的には補助金の一般財源化が望ましいと考えられる。もっとも、地方交付税制度においては一般財源総額のコントロールが効いているため、外国人住民ニーズの基準財政需要額積み上げが外国人住民支援策の安定化に繋がるとは限らないため、地方交付税制度全体の見直しを含めた議論も必要である。これは外国人住民のニーズに限らず、新たな行政需要に対して地方交付税制度をどう見直していくか、その仕組みをどう作るかという議論につながるからである。

第四に、地域のニーズとそのくみ取り方の視点の重要性である。理論編が指摘したように¹²²⁾、従来の財政的分析では、「移民を受け入れるべきか、受け入れないべきか」といった議論を念頭において、主に移民の財政・経済貢献の如何を分析対象としてきた¹²³⁾。だが、自治体の現場に目を向ければ、実際に居住している／してきた（地域を支えてきた）多くの外国人住民のニーズが実際に確かに存在している。そして、自治体が様々な工夫を凝らしながら支援を行ってきた現実がある。そのような現実の前では、むしろ問うべきは「受け入れるべきか、受け入れないべきか」ではなく、どのような財源規模の支援策が望ましいのか、どのようなニーズを全国的に普遍化させていくのか、というニーズを財政の制度化に結びつける試みが必要である。

最後に今後の課題について述べたい。

第一に、本稿で取り上げた補助金制度は主に外国人児童・生徒向けの教育支援を対象とするものであった。だが、「外国人」「多文化共生」「国際交流」という名が付いていなくても、実態として外国人支援策となっている制度や補助金制度も存在するであろう。それらを統合的に分析することが今後の課題となる。

第二に、各自治体の特別交付税の要求がいかにして反映されるのか／されないのか、という仕組みがブラックボックス化しているという点である。外国人住民支援策に関する自治体の特別交付税の要求や地方六団体等の要求がどのようになっていて制度化されるのか、されないのかを実証的に明らかにしていく必要がある。

第三に、地方税に関する議論の欠如である。本研究では補助金制度に注目してきたが、一般財源や自主財源の観点において、重要になるのが地方税である。この観点を踏まえ、外国人住民と地方財政制度を分析する必要があるだろう。

121) 谷・関根（2022）

122) 掛貝・早崎（2022）

123) 友原（2020）等。

第四に、外国人支援策に関する自治体間の多様性がいかようになっているかについて、今後実証的な分析が必要である。外国人住民が抱える問題は往々にして都市問題ではあるが、自治体編でも明らかにされるように、補助金制度の活用の状況について自治体間で一貫した特徴はみられない¹²⁴⁾。言い方を変えれば、「やる気のある」「積極的な」自治体とそうでない自治体の間にどのような差異があるのかを明らかにする必要があるだろう。

付 記

本稿は、日本地方財政学会第29回大会「企画セッション：移民の財政学的検討—理論・制度・自治体—」および立教大学経済研究所「国際・政策ワークショップ 第4回」における報告をもとに作成したものである。日本地方財政学会で討論者をお引き受けいただいた沼尾波子先生（東洋大学）、星野菜穂子先生（総務省）、学会およびワークショップに参加の方々から多くの有益なコメントをいただいた。本稿の作成にあたり総務省自治財政局財政課、文部科学省国際教育課、愛知県（県民生活部社会活動推進課、多文化共生推進室、財務部財政課、財務部市町村課、財務部税務課、教育委員会教育企画課）、豊橋市（多文化共生・国際課、学校教育課、財政課）に対してヒアリングやメールによる調査を実施し、ご担当の方々にはご多忙のところご協力いただいた。記して感謝申し上げたい。なお、本研究は多様性研究会（池上岳彦、掛貝祐太、倉地真太郎、関根未来、高橋涼太郎、谷達彦、早崎成都）による共同研究の成果である。本稿における誤りはすべて筆者の責に帰する。

参考文献

- 青木栄一（2021）『文部科学省』中公新書。
- 石川秀樹（2013）「多文化共生に関わる自治体行政の課題と広域連携の可能性」東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター『シリーズ多言語・多文化協働実践研究』第17号、124～137ページ。
- 石原信雄（2016）『新地方財政調整制度論（改訂版）』ぎょうせい。
- 伊佐敷真孝（2012）「定住外国人の子どもの就学支援事業について」『自治体国際化フォーラム』第7号、42～43ページ。
- 植田和弘・新岡智編（2010）『国際財政論』有斐閣。
- 榎井緑（2011）「地域国際交流協会と「多文化共生」の行方—地方財政重建の中で」『移民政策研究』第3号、102～115ページ。
- 掛貝祐太・早崎成都（2022）「財政学はなぜ移民を論じるべきなのか？—隣接領域における議論の限界と「貢献論」の問題を踏まえて—」『立教経済学研究』第75巻第4号、3～30ページ。
- 倉地真太郎（2021）「オペア（Au pair）をめぐる「論争」—ジェンダー、移民、地方財政—」『連載デンマークの連帯を支える仕組み』『生活経済政策』2021年5月号（第292号）、32～33ページ。
- 小西砂千夫（2019）「北海道市町村と中札内村の経済と財政」『産研論集』第46号、1～11ページ。
- 酒井啓至（2016）「義務教育費国庫負担金の予算編成をめぐる一考察」『日本教育行政学会年報』第42巻、19～35ページ。

124) 谷・関根（2022）

- 島村玲雄 (2019) 「学者が斬る 視点/争点: 海外ルーツ生徒の教育充実を」『週刊エコノミスト』第97巻第40号, 66~67ページ。
- 下地ローレンス吉孝 (2018) 「世界第4位の移民大国・日本で注目されない「もう一つの法改正」」
[<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/58846?imp=0> (2021年12月14日閲覧)]
- 田中稲子 (2017) 「外国籍等の子どもの貧困問題にみる多文化共生への課題」日本学術協力財団『学術の動向』第22巻第10号, 34~38ページ。
- 谷達彦・関根未来 (2022) 「移民の子どもの教育支援における財政措置のあり方—愛知県と豊橋市の事例からみた問題提起—」『立教経済学研究』第75巻第4号, 59~82ページ。
- 丹野清人 (2020) 「地方から始まる外国人の新しい受入れ」『移民政策研究』第12巻, 49~64ページ。
- 友原章典 (2020) 『移民の経済学—雇用, 経済成長から治安まで, 日本は変わるか』中公新書。
- 内閣府定住外国人施策推進室 (2011) 「『日系定住外国人施策に関する行動計画』の策定について」『自治体国際化フォーラム』第262号, 38~40ページ。
- 中村稔彦 (2021) 「市町村に対する特別交付税の手続き・配分方法とその運用実態」『自治総研』第47巻第507号, 74~111ページ。
- 濱井妙子・永田文子・西川浩昭 (2017) 「全国自治体病院対象の医療通訳者ニーズ調査」日本公衆衛生学会『日本公衆衛生雑誌』第64巻第11号, 672~683ページ。
- 松下圭一 (1996) 『日本の自治・分権』岩波文庫。
- 三浦美恵子 (2020) 「特別支援学級における外国人児童生徒の在籍状況に関する一考察」『宇都宮大学国際学部研究論集』第50号, 205~220ページ。
- ミュルダール, G. (1970) 『福祉国家を越えて—福祉国家での経済計画とその国際的意味関連』ダイヤモンド社。
- 毛受敏浩 (2020) 『移民が導く日本の未来—ポストコロナと人口激減時代の処方箋』明石書店。
- 望月優大 (2019) 『ふたつの日本 「移民国家」の建前と現実』講談社新書。
- 森裕之 (2020) 「グローバル・ローカル時代の社会資本論へ向けて—社会資本の新たな課題へ」森裕之・諸富徹・川勝健志編『現代社会資本論』有斐閣, 終章, 289~301ページ。
- 山本薫子 (2016) 「外国人住民の居住をめぐる問題の諸相—集住地域・分散居住それぞれの課題」『日本不動産学会誌』第30巻第2号, 61~65ページ。
- 山脇啓造 (2008) 「日本における外国人受け入れと地方自治体—都道府県の取り組みを中心に」『明治大学社会科学研究所紀要』第47巻第1号, 1~13ページ。
- 李度潤・瀬田史彦 (2014) 「「多文化共生」を重視した地域づくりという観点からの自治体外国人住民政策に関する研究: 欧州評議会「インターカルチャー政策」を基礎として」日本都市計画学会『都市計画論文集』第49号第3巻, 1011~1016ページ。
- 渡戸一郎 (2019) 「自治体の外国人移民政策の現状と課題 (特集 多国籍・多文化共住の都市づくり) — (外国人居住者の受け入れと支援)」『都市計画 = City Planning Review』第68巻第1号, 32~35ページ。
- Powell, Benjamin (ed.) (2015) *The Economics of Immigration: Market-Based Approaches, Social Science, and Public Policy*, New York: Oxford University Press. (藪下史郎監訳, 佐藤綾野・鈴木久美・中田勇人訳 [2016] 『移民の経済学』東洋経済新報社。)